

令和3年度 第1回神栖市行政委員連絡協議会会議録

日 時 令和3年5月25日（火）
午後6時30分～午後8時25分
場 所 神栖市役所 3階 301会議室

■出席者

保立行政委員，鈴木行政委員，大竹行政委員，仁志行政委員，
吉川行政委員，岡野行政委員，古川行政委員，山岸行政委員（行政委員8名）
市長，笹本部長，山口課長，小森課長補佐，関室長，古徳係長，柏葉主事（事務局6名）

■会議内容

1 委嘱状交付

2 開 会

3 あいさつ

4 案 件

（1）役員の選出について

会長・副会長の選出及び，行政委員の充て職の選任を行いました。

会長：鈴木 文男行政委員 副会長：岡野 保夫行政委員

社会福祉協議会理事：保立 典昭行政委員，古川 多美雄行政委員

防災会議委員：大竹 康男行政委員 に決定しました。

（2）令和3年度事業計画（案）について

事務局から事業計画（案）について説明し，質疑応答。

活動計画については，区長会を6月から8月の間で各地域において開催。第2回行政委員連絡協議会については9月上旬で日程調整，後期説明会を10月7日（木）に開催。

区長会において，来年度以降のポイントカード事業の拡充に向け，地区活動の中からポイントを付与できるものがあるか話し合っていたとしました。

市との懇談会・懇親会及び視察研修については，新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，開催を中止することとしました。

【質疑・意見】

委 員：6月から8月の間で，各地区で区長会を開催ということですが，ポイントカードをどういう活動に対して付与するのか，各地区で話し合って，その結果を第2回協議会で報告ということなので，この第2回協議会の日程だけを決めていただかないと。我々としては，区長会が1回の開催ですればいいんですけど，区長会が1回ではなくて2回っていう場合もあるかもしれないので，この辺の日程は決めておいた方が，よろしいかと思います。

委員：広報かみすにポイントカードのことが10月から開始すると載ってました。区長会で6月から8月で話をしたら、市として事業の開始が遅れるのではないのですか。4月の区長説明会で各区長に説明してる話と合わなくなると思うのですが、それは大丈夫なんですか。

事務局：地域ポイントカードの事業自体は10月からスタートします。かみすポイントカードというのがすでにあるんですけども、これが新しい形でスタートします。市内のポイントカード会に加盟しているお店でお買い物をした時に、ポイントが付与され、次のお買い物の時に、1ポイント1円で使えるというものです。その事業が10月からリニューアルスタートします。神栖市の事業に参加していただいた方にもポイントが付与します。各地区の活動で、それぞれの地区で様々な活動をしておりますが、令和4年度から、この地区活動の中から、ポイントが付与できるものがあるのか、アイデア出しをしていただきたい。来年度からの、どういったものにポイントが付与していくかっていうところを本年度、協議していきたいというところがございます。例えば地区の活動で、お祭りをやっている場合、協力していただいた班長さん、或いはボランティアスタッフにポイントが付与したらどうかとか。道路側溝清掃、草刈りをしているというような地域では、環境美化活動に対して、ポイントが付与したらどうかとか。6月からの3ヶ月間の間で一度、区長会を開いていただき、各中学校区、各地区で、どういった活動をしてるのかっていうところを、各区長さんから吸い上げてきていただきたいです。

委員：例えば私の地区であればみなと祭りがあります。班長でも誰でも、協力してくれた人に対して、ポイントが付与するのはどこですか。

事務局：付与の仕方については、今現在、担当課の方で協議しています。今考えているのは、一つの活動が5ポイントだった場合、5ポイントついているQRコードを配布して、それをポイントカード会に加盟してるお店で、カードを渡していただくと付与されるという方法を、検討しています。

委員：今コロナで、区でやってるイベントがほとんど中止になっている。一つはコロナが原因ですけど、もう一つあって、イベントにかりだされるのが嫌で区から辞めていく人がたくさんいる。イベントに人を呼ぼうとすればその分区民が減るという状況にあると思う。区長会を開いてどんなイベントやっていますかと聞いても、今は何もやってませんっというような意見になる。コロナも一時だという人もいるけど、長期化すると考える人もいるわけであって、今の実態に合ったようなシステムを考えていかなきゃいけない。それと500ポイントというのは、お金に換えたら500円ですか。区費を払うのは嫌だから辞めますという人もたくさんいる中で、区費は500円以上払う。500円戻ってきても、金額的にもあまりメリットがないような気がするんですが。

事務局：ポイントを付与する活動、イベントが自粛傾向にあるだろうということですが、当然、現在はそういったお話が出てくると思いますが、イベントだけに限らず、草刈だったり、区民館の清掃だったり、地区ごとにやられてる活動は多種多様です。市の方では、地区の活動を把握しきれていないので、それを聞いてきていただきたい。この事業は単年の事業ではありませんので、今は自粛傾向ですけど、今後こういったものに対してポイントが付与されたらいいんじゃないかという視

点で、お話し合いをしていただきたい。あと500ポイントが、足しにならないよという話ですが、まず市では、地区行政経費交付金ということで、加入世帯に
応じて、交付金を出しています。令和2年度から、少しでも負担を軽減できるように、区費の軽減という目的で、従前から200円アップで交付金で出させていた
だいる。この交付金と、今回新たに区費を納めていただいている方、地区加入世
帯に対して、負担を軽減、ということで500ポイント付与させていただく。ま
たポイントは市の事業に参加したら付与されます。それと同じように、地区活動
に参加しても、付与されます。さらに、地区加入世帯に対して発行するカードは、
ポイントを2倍にします。区に入っていない方が市の事業に参加されると、5ポ
イントしか付かないところを、この加入世帯のカードを持っている方には10ポ
イントつけさせていただく。それで今事業を進めています。ですから、500ポ
イントだけじゃなくて、市の事業、地区活動に参加していただければ、さらにポ
イントがつくというところでございます。

委 員：お買い物でのポイントカードは、既に持っている方おられますよね。今度、町内
会に加入している方に新しくこの10月からカードを配布するわけですよね。2
枚あるということですか。1枚で運用するのか、それとも、今あるのは買い物だ
けで、地区加入世帯に10月から配布するカードは、また別にもう1枚あるの
ですか。

事 務 局：10月に加入世帯の方へポイントカードを配ります。ただ、これは1世帯1枚で
す。お買い物したそれぞれの店舗からも交付されるので、お買い物した先でもら
った場合、その世帯でいろいろあると思うんですが、2枚ないし3枚持つ家庭も
中にはあるのかもしれない。

委 員：市の事業、例えば春とか秋にやってる環境美化活動、クリーンかみすなど、それ
に参加した人には、市の事業のポイントが付くということですか。

事 務 局：ポイントがどの事業につくのかというところはまだ、担当の方で協議中です。市
民協働課では、地区活動でどんな活動に付与したらいいかというところを区長の
皆さんと相談しながら決めていきたい。市の事業で、5月9月の環境美化やク
リーンかみすが、ポイント付与対象になるかどうかというのはまだわからないです。

委 員：今現在発行してるポイントカードを、新しい地区加入世帯ポイントカードにいれ
るっていう作業はできないんですか。

事 務 局：詳細に関しては、ポイントカード会の取り組みになりますが、既存のカードは今
年いっぱいぐらいまで使用できるのでは。地区加入世帯のポイントカードは活動
に参加した時にポイントが2倍付与されるので、ぜひこちらの方を上手に使っ
ていただきたい。ただ、何の事業が何ポイント付与されるかとかは、決まってい
ませんので、それを今年1年協議しながら決めていきたいと思います。

委 員：地区活動に積極的に参加した人にそのポイントを付与しますよということですが、
誰がチェックするんですか。誰々が参加したとか。そういうチェックする人が必
要。それが区長であるとか班長であるわけでしょうけども。

事 務 局：全ての活動をポイントの付与対象にしてしまうと、区長さんは調査の業務が増え
てしまうので、区長会の中で意見を出していただいて、絞り込むのが、次回の会
議です。具体的にカードにどうやってポイントがつくのか、QRコードで今は想

定していますけど、これを配っていただくのは区役員さんになってくるので、あまりたくさんの方が参加されるものは、現実的ではないというご指摘のとおりです。

委 員：2倍付与というのはお買い物にも2倍つくのですか。

事務局：お買い物は2倍つかないです。市の事業のみです。

委 員：区長への負担がどうなるかということで、反対される可能性もある。例えば、草刈りをやりました、リストをつけて全部これ市に報告しなきゃいけないとなると、区長は仕事増えるわけですね。区民も減っているけど、区長のなり手がほとんどない。こういうことで区長の仕事が増えてしまったら、どんどんみんな辞めていくような気がする。あと、この制度の資料が、一目読んで、各区長さんが読んでわかるものでないと。区長さんの意見だけを集めるんじゃないで、各区で班長会をして、その決議をみんな持ってくる形にしなきゃいけないので、もっとよくわかる資料を作っていただきたい。それから区長会の案内を出したいと思う。

事務局：資料については、区長さんが見てなるほどなとわかるような、区民の方に説明できるような資料を用意したいと思います。

(3) 今後の地区運営等について

事務局から地区加入促進策及び脱退防止策の取り組みについて説明し、質疑応答。

地区加入促進策としては、啓発グッズについて事務局案を提示し、コンビニエコバッグを作成することとし、10月の後期説明会で各地区に配布することとしました。

地区脱退防止策としては、今年度から始まるポイントカード事業のカードデザイン案を事務局から提示し、ご意見をいただきました。

【質疑・意見】

委 員：今後の地区の運営についてという中で、粗品を配るっていう発想に行くところがよくわからない。啓発グッズはこれをもらったから区に入るとか、区長やるとかっていうものじゃないと思う。今回はこれでいいんだけど、今後の地区の運営ということ、具体的に考えられるような提案をしていただければと思います。あと、あとから区に入った人にはカードが出ないのですか。

事務局：4月1日現在の加入世帯名簿を基準にカードを作成しますが、4月2日以降加入された方もポイントカードの交付対象です。随時追加していただけのように、追加する様式の方も作成いたします。

(4) その他

・茨城県自治会連合会への加入について

事務局から内容を説明し、質疑応答。茨城県自治会連合会への加入については、神栖市の場合、1年任期の区長が多い中、役員が回って来た場合の対応及び引継ぎが難しいところから、実情とそぐわないため加入しないこととしました。

【質疑・意見】

古川委員：加入した場合のメリットがあまりないようであれば、無理して入らなくてもいい

ような気がするんですけど、特別にメリットがあれば教えていただきたいのですが。

事務局：メリットは茨城県に要望できるというところですが、当市においても、県政要望は、毎年茨城県に要望しておりますので、改めて自治会連合会に入ったことによるメリットがあるかという点、特段ありません。

委員：この協議会で提案したというのは、なにか経緯があったのですか。

事務局：自治会連合会の事務局である石岡市が、毎年、未加入の市町村に加入の案内にきています。事務局の市の職員と、自治会長さんが文書をお持ちになって、ここ2年は、コロナの関係で来庁されてませんけれども、お願いにきています。市としては第1回の協議会でお諮りさせていただき、委員の皆さんから、加入するかしないかというお答えをいただいているというところでございます。

・各区長会からの連絡等について

若松区長会長から地区脱退防止策と地区加入促進策についてのご提言がありました。

- ・地区加入率の減少が著しい。加入者増加のための検討を議案としたい。啓発グッズの作成やポイントカード程度では効果がないのでは。具体的に数値化した目に見えるものがあれば区民も区に入っている意義を感じられるのでは。市が地区へ求めていることと住民が地区へ求めていることが乖離してきているのではないか。

5 その他

＜今後のスケジュールについて＞

第2回協議会開催は、9月上旬を予定しております。詳細につきましては、後日通知します。

＜協議会の公開について＞

会議の結果はホームページで公開することとなり、会議録の概要を掲載します。

6 閉会

— 午後8時25分終了 —